平成２１年（フ）第８３７号
さいたま市大宮区三橋１丁目629番地２　グリーンパーク大宮１―705
破産者　片柳　政男
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６６号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３－８―314
破産者　岩崎　映子
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
埼玉県幸手市南２丁目７番33号　ラデヴィーナ幸手１－Ｂ
破産者　難波　光麿
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
富山市金山新東604番地
破産者　らーめん屋せんりゅうこと　村口　徹
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７５号
相模原市中央区向陽町５番７号
破産者　川島　秀夫
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２５３号
長野県北安曇郡池田町大字中鵜782番地９
破産者　傘木　明生
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３５７号
長野県松本市大字里山辺3509番地２
破産者　福田　まり
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第１８６０号
兵庫県三木市大塚１丁目８番１号　ＪＡハイツ恵比須102号、従前の住所兵庫県西宮市東山台４丁目17番地９
破産者　上田　伸夫
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８７号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目22番17号キューブ東武庫之荘104、前住所奈良県奈良市神功３丁目12番地の20
破産者　平　　雅一
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２８号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番１―707号
破産者　上島比呂志
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５５０号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目11番地の31、前住所兵庫県伊丹市北野５丁目９番地１ハイム伊丹北野ファイブ201号
破産者　上坂　和夫
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５５１号
京都市北区平野上柳町121番地４三方隆史方、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目28番４号
破産者　三方　和子
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１２５号
兵庫県西宮市大谷町５番32号
破産者　兼逑　晴美
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８８４号
兵庫県加西市市村町143番地の２
破産者　西村　良二（旧姓福永）
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２５号
兵庫県姫路市網干区新在家1320番地１市営網干新在家住宅１―42
破産者　力丸　博之
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１０３１号
熊本市国府４丁目７番45　フォルム国府204号
破産者　鳥飼　孝一
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９号
熊本市龍田弓削１丁目30番24号
破産者　光永　洋之
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部